諮 問 第 1 号 令和4年9月8日

世田谷区基本計画審議会 会長 様

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区基本計画審議会条例(令和4年3月条例第1号)第2条の規定に基づき、下 記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

世田谷区基本計画を策定するにあたっての、 区政運営の基本的な考え方について

諮問理由

2020年初頭から、新型コロナウイルス感染症が世界各国で猛威をふるい続けており、未だ収束の兆しが見えない状況です。2年を超えるコロナ禍により、生命や健康のみならず、地域コミュニティや社会経済活動にも重大な影響が生じる中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響による原油価格や物価高騰が拍車をかけ、区民生活の実態はこれまで以上に厳しい状況にあります。

また、大規模台風やゲリラ豪雨が頻発するなど、地球温暖化等の気候危機の影響は、災害リスクの常態化となって区民生活の日常を脅かしています。これまでに前例のない、地球規模のパンデミックや気候危機が、区政の根幹を揺るがす事態となっています。

一方で、デジタル技術は飛躍的に発展し、誰もが必要な情報を得て自らの意見を発信する、双方向のコミュニケーションが可能な社会の到来が見込まれています。デジタル技術を活用し、これまでの区政運営の土台である「参加と協働」「マッチング」を進化させ、多様な参加機会の創出を図るとともに、デジタル機器の扱いに不慣れな区民との情報格差をつくらず、課題に応じて機動的に対応可能な組織体制を構築することなどが求められています。

こうした時代の大きな変化に伴う転換点にあるなか、現在の基本計画が2023年度末をもって終了することから、この度、2024年度を初年度とする新たな基本計画を策定することといたしました。

世田谷区は区民生活に責任を持つ自治体として、区制90周年の今日、2032年の区制100周年をしっかりと見据え、進むべき道を明確に示しながら、新たな局面に向き合い、困難な課題に対して従来の発想にとらわれず、柔軟かつ果敢に挑戦していく必要があります。

そこで、世田谷区が目指すべき将来像と、その実現に向けた方向性を示す新たな基本計画を策定するにあたり、区政運営の基本的な考え方について諮問いたします。